

MyJCB利用者規定

第1条（定義）

- 1.「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、もしくは JCBの提携するカード会社が発行するJCBブランドのクレジットカードの貸与を受けた者（家族会員を含む）、またはJCB所定のカードの貸与を受けた者をいいます。
- 2.「MyJCBサービス」（以下「本サービス」という）とは、JCBおよび次号のカード発行会社（以下、併せて「両社」という）が、両社所定のWebサイト（以下「Webサイト」という）において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
- 3.「利用登録」とは、本サービスの利用を希望する会員が、同人にカードを貸与したカード発行会社（以下「カード発行会社」という）およびJCBに対して申請したうえ、両社が、本サービスの利用を承認して利用者として登録することをいいます。
- 4.「利用者」とは、本規定を承認のうえ申請し、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。
- 5.「登録情報」とは、利用者が利用登録時に申請した属性情報、Eメールアドレスその他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。

第2条（利用登録等）

- 1.利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
- 2.本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレスその他の必要事項を、両社に申請するものとします。
- 3.本規定を承認した会員は、併せてJ/Secure(TM)利用者規定（本規定の後に記載されています。）に同意するものとします。ただし、一部JCBの提携するカード会社の会員およびJCB所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
- 4.両社は、前二項で申請した者のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、同人を特定する番号（以下「ID」という）を発行します。
- 5.IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。なおパスワードは、IDの発行を受けた者が任意に指定できるものとします。
- 6.利用登録は、カード毎に行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失うものとします。
- 7.利用者は、両社所定の方法で申請することにより、本サービスの利用を中止することができるものとします。

第3条（登録情報）

利用者は、両社に登録したEメールアドレスの内容に変更があった場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

第4条（本サービスの内容等）

- 1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。

カード発行会社が提供する、ご利用代金明細照会、キャッシングリボ払い翌日振込、ポイントの照会・交換、キャッシング利用後リボ払いの登録、その他のサービス

JCBの提供する、J/Secure(TM)、メール配信、MyJCB優待、その他のサービス

両社の提供する、属性照会・変更、キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、その他のサービス

その他両社所定のサービス

- 2.両社は、本サービスの内容を任意に追加、変更または中止することがあります。その場合、両社は、当該追加、変更または中止を行うことについて、利用者に対し、Webサイトその他の方法により、公表または通知します。
- 3.利用者のキャッシングリボ払い、キャッシング1回払いの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思に関わらず、利用者がキャッシングリボ払いについてのサービスメニューを自ら選択をした場合、第1項のサービス内容に係る表示がされるものとします。

第5条（本サービスの利用方法）

- 1.利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等（以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という）を遵守するものとします。
- 2.利用者は、WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力し、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。
- 3.両社は、入力されたIDおよびパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。

第6条（提携先サービス）

- 1.利用者は、本サービスのほか、JCBまたはカード発行会社の提携する第三者（以下「提携先」という）が提供するサービス（以下「提携先サービス」という）を利用することができるものとします。
- 2.利用者は、提携先サービスを利用する場合、本規定等のほか、提携先の定める規定等に従うものとします。
- 3.両社は、提携先サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

第7条（利用者の管理責任）

- 1.利用者は、自己のIDおよびパスワードが本サービスまたは提携先サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- 2.利用者は、IDおよびパスワードの使用・管理について他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3.IDおよびパスワードが第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
- 4.利用者は、自己のIDおよびパスワードが使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

第8条（利用者の禁止事項）

- 1.利用者は、利用者として有する権利を、第三者に譲渡もしくは行使させてはならない。
- 2.利用者は、本サービスの利用によって取得した情報を私的範囲内で利用するものとし、商業的に利用してはならない。

第9条（知的財産権等）

本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならない。

第10条（利用登録抹消）

両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、両社が必要と認めた場合、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとし、また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

JCB会員資格を喪失した場合

本規定のいずれかに違反した場合

利用登録時に虚偽の申請をした場合

本サービスの利用に際し必要とされる債務支払または義務の履行を行わなかった場合

同日で連続してログインエラーとなった場合

その他両社が利用者として不適当と判断した場合

第11条（利用者に対する通知）

- 1.両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、必要通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
- 2.両社が登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

1.利用者は、両社がEメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意します。

宣伝情報の配信等当社の営業に関する案内に利用すること

業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること

市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること

統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）

2.当社は、当社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

第13条（免責）

1.本サービスにおいて、両社が採用する暗号技術は、両社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。

2.両社の故意または重大な過失による場合を除き、両社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

第14条（本サービスの一時停止・中止）

1.両社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知がない場合でも、本サービスを一時停止または中止することがあります。

システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合

天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合

その他両社が必要と判断した場合

2.両社の故意または重大な過失による場合を除き、両社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条（本規定の変更）

1.両社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、速やかに、書面、Webサイトその他の方法により、利用者に公表または通知します。

2.利用者は、前項の公表または通知の後、本サービスを利用したことをもって、当該変更に同意したものとします。

第16条（準拠法）

本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第17条（合意管轄）

本サービスの利用に関する紛争について、会員とカード発行会社もしくはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地またはカード発行会社（会員とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条（本規定の優越）

本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。

カード発行会社が株式会社ジェシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとします。

(MJ100000・20090611)